

平成27年3月20日
(照会先)
法務・コンプライアンス部
コンプライアンスグループ 長 大塚 郁夫
参事役 吉松 正実
(電話直通 03-5344-1112)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁について

平成27年3月20日付の職員の制裁について公表します。

事案	被処分者(※)	制裁内容	制裁事由(事案の概要)
1	所属 札幌北年金事務所(北海道) 役職 参事役(60歳 男性)	停職 (2月)	年金請求書等を紛失し、また処理を遅延させていた。

※ 被処分者の所属及び役職は、行為時のもの

※ 被処分者は、旧社会保険庁時代にも他の事務所において事務処理遅延等の不適切な行為を行っていたことが判明しました。この行為は、公務員として減給相当と評価されます。したがって、機構では職員就業規則に基づいて被処分者を解雇することとし、機構としての停職は実施されません。(別紙参照)

以 上

(別紙)

○日本年金機構職員就業規則 (抄)

(解雇事由)

第24条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは解雇する。

(1)～(5)は省略

(6) 法附則第5条第2項の規定により設立委員が定める職員の採用基準に基づき労働契約を解除することとされているとき。

(7) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき。

○日本年金機構法 附則 (抄)

(設立委員等)

第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。

○日本年金機構の職員の採用の基準 (抄)

1.～5.は省略

6. 社会保険庁職員(過去に社会保険庁に在職し、機構設立前に退職した者を含む。)からの採用にあたっては、

① 懲戒処分を受けた者は採用しない。なお、採用内定後に懲戒処分の対象となる行為が明らかになった場合には、内定を取り消す。また、採用後に懲戒処分の対象となる行為が明らかになった場合には、機構において、労働契約を解除する。

②～③は省略